

市民と協働するまちづくり推進指針

概要版



平成20年3月

釧路市

はじめに

「市民と協働するまちづくり推進指針」は、市民と行政がともに手をたずさえ、まちづくりを進めていくための道しるべです。

今日、少子高齢化の進行、地方分権の進展、市民ニーズや価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化しています。地方自治を取り巻くこのような状況の中、環境の変化に対応し、地域の特性を活かした自立したまちづくりを進めていくためには、市職員はもとより、市民一人一人がまちづくりに参加する意識を持つことが重要となっています。

平成17年10月11日に釧路市・阿寒町・音別町が合併し、新釧路市が誕生しました。これからのまちづくりは、地域の共通の課題に対して、市民と行政がともに自立し、対等な関係でそれぞれの役割を果たす協力関係（パートナーシップ）により、取り組んでいくことが必要です。

まちづくりを推進するための本指針は、

- 「市民と行政の情報共有」
- 「まちづくりへの市民参加の推進」
- 「市民活動の促進」

の3つのテーマにより策定いたしました。



今後は、福祉、教育、環境、観光など様々な分野での市民活動に活用していただけるよう周知を図り、「市民と行政の協働によるまちづくり」を進めてまいります。

指針策定にあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました市民の皆様、また、熱心な議論を重ねていただいた釧路、阿寒、音別各地域協議会委員の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

平成20年3月

釧路市長 伊 東 良 孝

- 目次 -

第1章 市民と協働するまちづくり	1
1 地方自治を取り巻く環境の変化	1
（1）社会状況の変化	
（2）地方自治のあるべき姿	
（3）住民と行政の役割分担・協力関係	
（4）地方分権	
2 市民と協働するまちづくりの基本理念	4
（1）釧路市が目指す協働	
（2）取り組みがもたらすもの	
（3）パートナーシップの原則	
第2章 市民と行政の情報共有	6
1 情報公開と情報提供	6
（1）情報の共有化	
（2）情報公開と情報提供	
（3）情報公開制度	
（4）財政状況の公表	
2 情報の受発信の高度化	9
（1）情報通信技術の活用	
（2）取り組みの方向性	
3 市民参加促進のための広報	9
（1）取り組みの方向性	
第3章 市民参加の推進	10
1 まちづくりへの市民参加	10
2 政策形成・決定過程での市民参加	10
（1）釧路市民意見提出手続条例	
3 政策・施策の実施過程での市民参加	12
（1）市民参加を促進するためのポイント	
（2）行政手続条例の運用	
4 政策・施策評価過程での市民参加	13
（1）市の取り組みについて	
第4章 市民活動の促進	14
1 コミュニティ活動	14
2 ボランティア活動	14
3 企業等のまちづくりへの参加	15
4 市民活動の支援	16
（1）釧路市民活動センター「わっと」	
（2）市民活動のための情報提供	
5 市民協働の取り組み事例	17

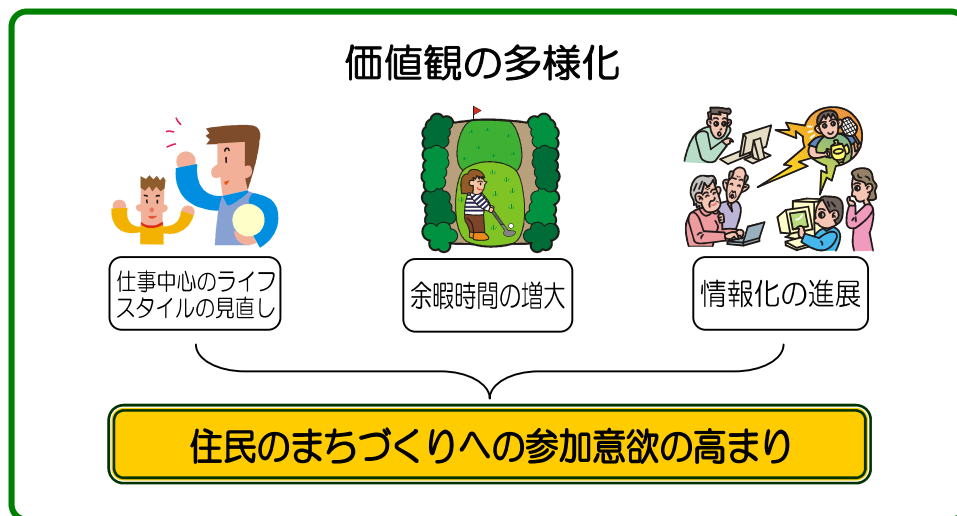
第1章 市民と協働するまちづくり

1 地方自治を取り巻く環境の変化

社会状況の変化、住民意識の変化に対応するため、地方分権をはじめとする社会改革が進められ、地方分権型社会を目指す改革が進められています。

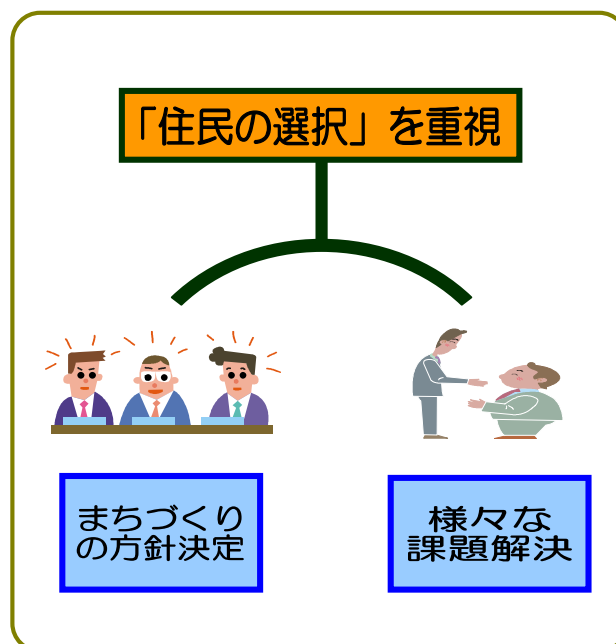
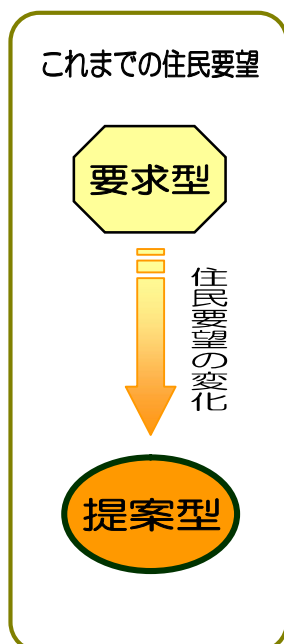
こうした中、釧路市のまちづくりに市民、団体、企業、行政のちからを結集した「市民と協働するまちづくり」が必要になっています。

(1) 社会状況の変化



住民

行政



●求められる地方自治

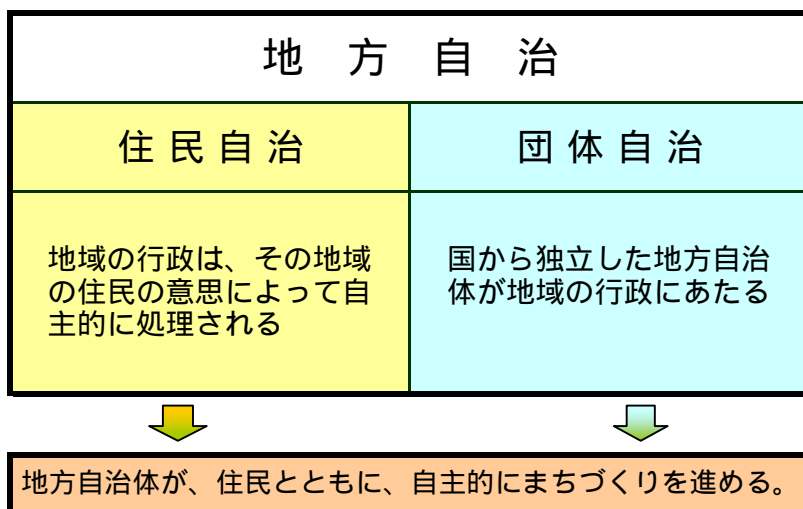
これら社会状況の変化に対応するため地方分権をはじめ地方自治の在り方も変えようとする取り組みが進められています。

「市民協働」もそのための取り組みの1つです。

(2) 地方自治のあるべき姿

「住民自治」とは、その地域の行政が地域住民の意思によって、自主的に処理されることであり、「団体自治」とは、国から独立した地方自治体が地域の行政にあたることです。

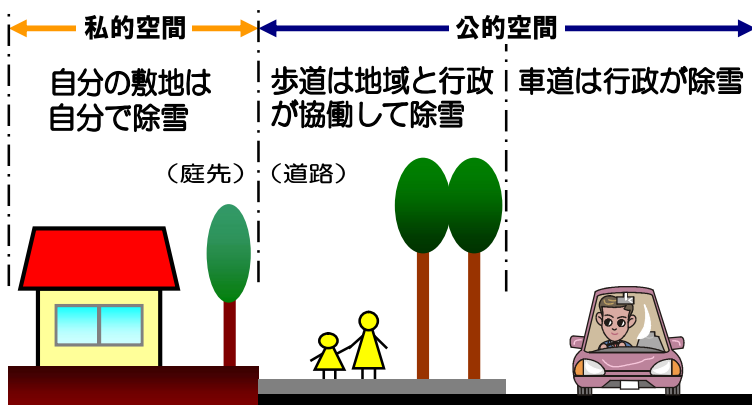
住民とともに、自主的にまちづくりを進めていくことが、地方自治体のあるべき姿であると考えられています。



(3) 住民と行政の役割分担・協力関係



●例えば、除雪の場合では



●住民と行政の役割

経済の高度成長に伴い行政サービスが拡大した時代、住民の求めに応じて自助や共助の範囲まで行政の守備範囲が拡大していった面があります。

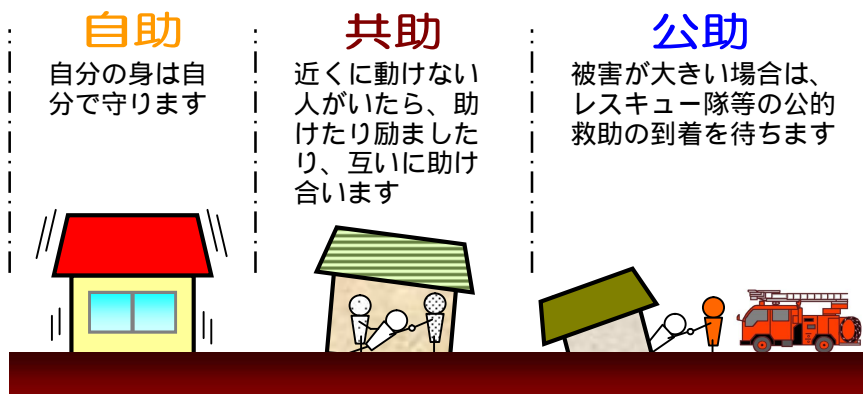
今日では、財源が制約される一方、新たな行政課題もあり求められるすべてを行政が引き受けることは、難しくなっています。

●災害（大規模地震）対応を例にすると

被害が大きすぎると、救急対応ができないばかりでなく、道路の寸断等で現場にたどり着けない状態になります。

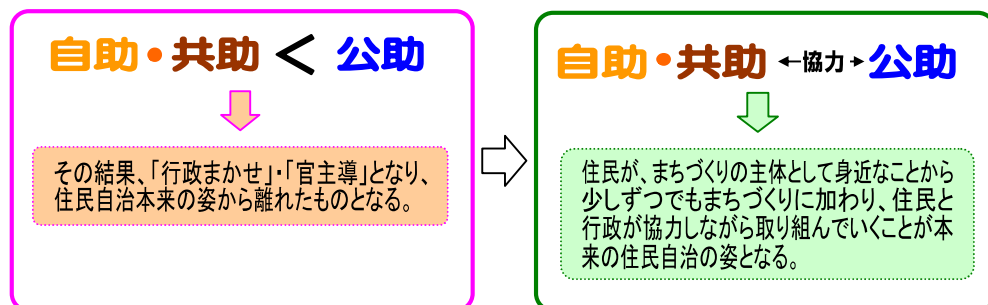
災害時に自助、共助、公助がどれくらいの割合で必要になるのか、一般的に言われている割合は、自助：共助：公助＝7：2：1とされています。

防災対策においては、自らで守る自助、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助、行政機関による災害救助の公助を基本とし、これら個々の適正な役割を担うことが重要となっています。

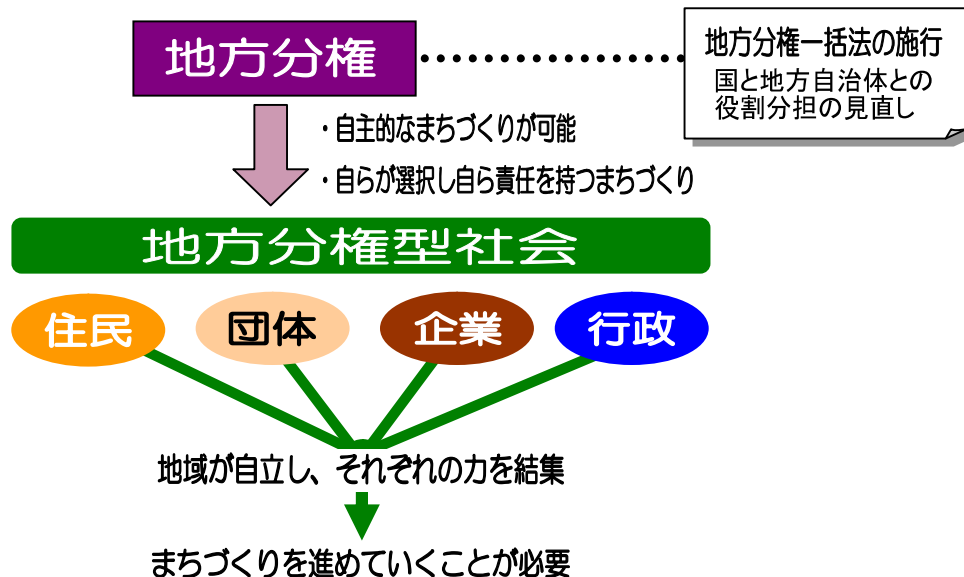


□ 高度成長期 行政サービスが拡大

■ 現在 ボランティア活動との連携など民間活力を重視



(4) 地方分権



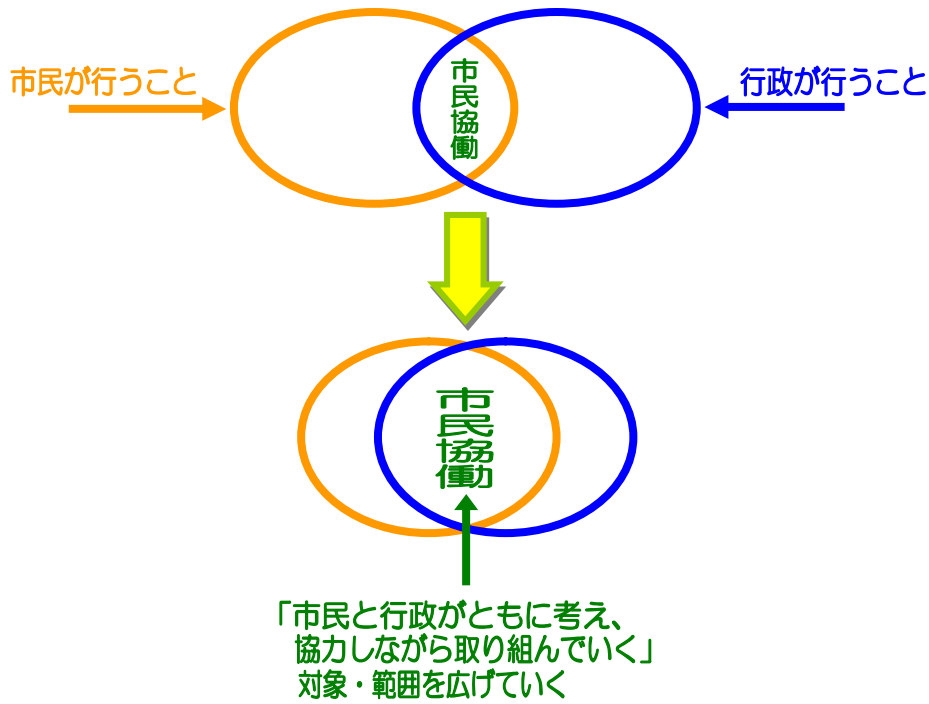
●地方分権

地方自治体は自主的なまちづくりが可能となる一方、どのようなまちづくりを進めるか、自ら選択し、自ら責任を持つことが求められるようになっていきます。

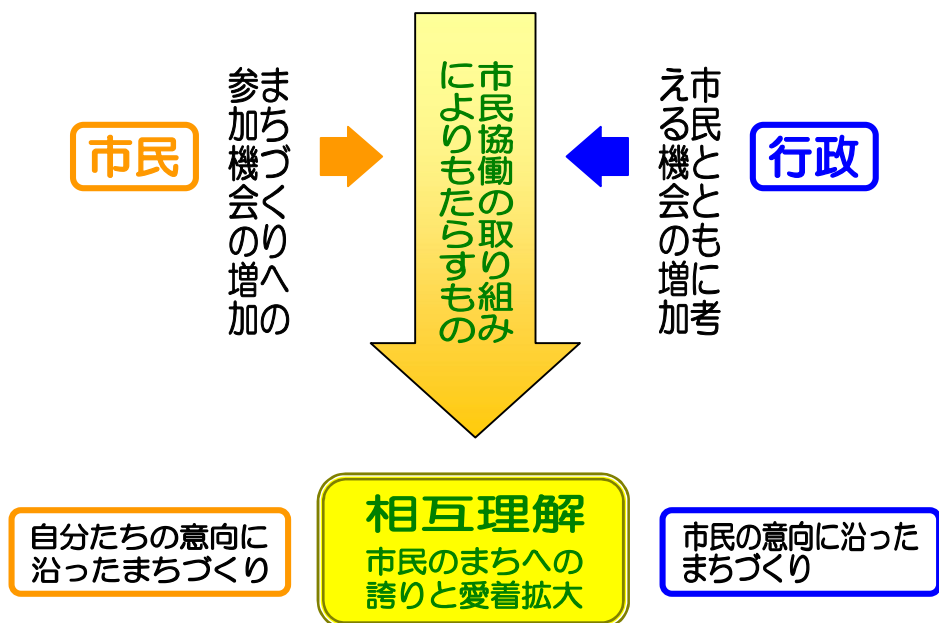
2 市民と協働するまちづくりの基本理念

(1) 釧路市が目指す協働

共通の課題に対して、
市民と行政が、ともに考え協力しながら取り組んでいくこと



(2) 取り組みがもたらすもの



(3) パートナーシップの原則

住民と行政の協働によるまちづくりは、住民と行政のパートナーシップによる、まちづくりと言えます。

より良いパートナーシップを実現するためには、次の3つのことが必要です。

相互自立

住民、行政のそれぞれが、何かに「依存」するのではなく、互いに「自立」していることが、パートナーシップの構築には必要です。



●相互自立

住民と行政が互い自立している関係

対等関係

住民と行政が「対等な関係」にあることが、パートナーシップの前提になります。住民と行政のそれぞれが、まちづくりの主体となり、「対等な関係」で、協力しながら取り組んでいるが本来の姿です。

●対等関係

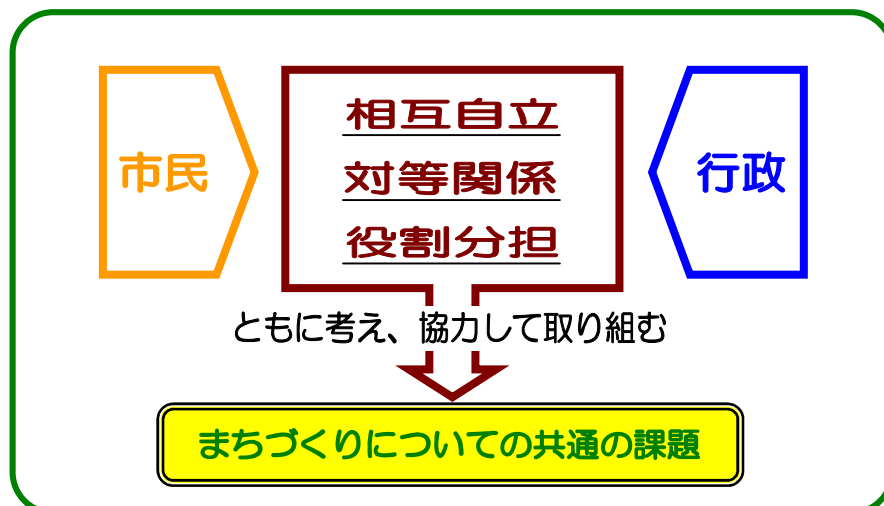
住民と行政が上下関係ではなく、対等で各々自由に判断できる関係

役割分担

共通の課題に対して、住民、行政がそれぞれの役割を果たし協力しながら取り組んでいくことが必要です。また、住民、行政の役割とされたことは、それぞれが責任を持つことが必要です。

●役割分担

住民と行政が共通の課題を持ち、合意による役割分担ができる関係

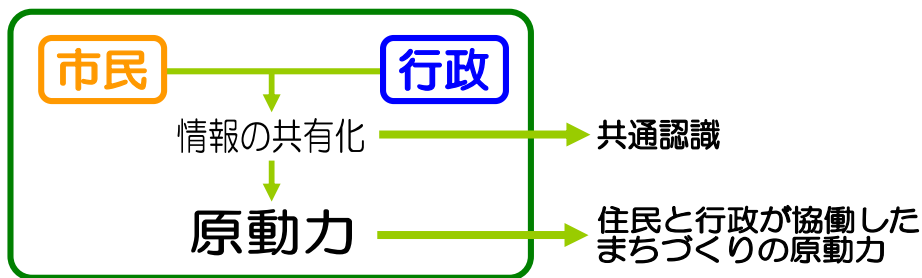


第2章 市民と行政の情報共有

1 情報公開と情報提供

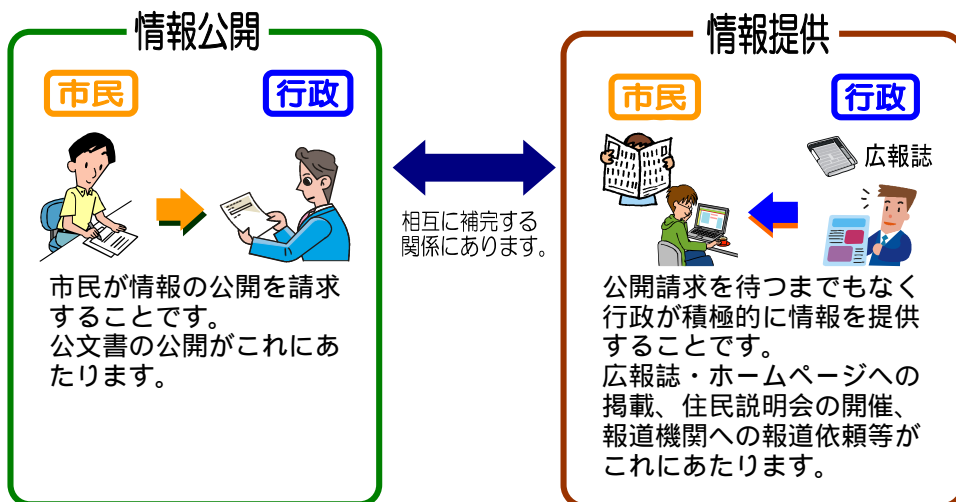
(1) 情報の共有化

まちづくりへの関心を高め、積極的な参加を促すための「きっかけ」として、行政の積極的な「情報の発信・提供」が必要と考えています。



(2) 情報公開と情報提供

市民と協働するまちづくりを進めていくために、公文書の公開等の「情報公開」と広報誌・ホームページ等の「情報発信」を総合的に進めていきます。



情報公開について考える場合、公文書公開などの「情報公開」と「情報提供」の違いを明確に認識しておく必要があります。

情報公開とは、住民の求めに応じて情報を公開することで前述の「釧路市情報公開条例」による公文書公開がこれに当たります。

一方、情報提供とは、公開請求を待つまでもなく市が積極的に情報を提供することをいい、広報誌・ホームページへの掲載、住民説明会の開催、報道機関への報道依頼などがこれに当たります。情報提供には、住民が望む情報の選択、受け手が理解できるような工夫、受け手が望むタイミングなどを考慮することが重要になってきます。

「情報公開」と「情報提供」のいずれか一方があれば、住民の情報需要に応えられるというのではなく、これらは相互に補完する関係にあります。

「市民と協働するまちづくり」を進めていくためにも、「情報公開」と「情報提供」を、引き続き総合的に進めていく必要があります。

(3) 情報公開制度

情報公開制度は、市民の情報公開請求権を保障し、「市民と行政の情報共有」を支えるものです。

情報公開制度の意義

公正な行政運営

行政への信頼の向上

合意に基づく政策形成

まちづくりへの主体的な参加

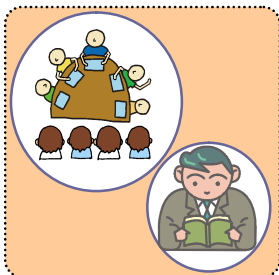


・ 釧路市情報公開条例（平成17年10月11日制定）

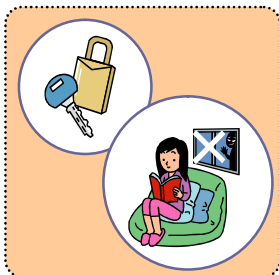
釧路市情報公開条例は3つの基本原則に従って、制度化されています。

情報公開制度の基本原則

公開原則



プライバシーの保護



分かりやすい制度の確立



釧路市情報公開条例の主な内容

項 目	内 容
公開請求ができる方	住所、年齢、国籍にかかわらず誰でも可能。
公開の対象となる情報	市の職員が職務上作成し、または外部から取得した文書・図面・写真・フィルム・ビデオテープ・磁気ディスクなどのうち、組織的に用いるために市が保管しているもの。
公開できない情報	個人に関する情報で、通常他人に知られたくないと認められる情報 法人に関する情報で、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報 法令等の規定により公開できないとされる情報など
公開を実施している機関	市長部局・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・公営企業管理者・消防長・議会 指定管理者や市が出資する法人等も対象となります。
費用負担	閲覧・視聴は無料。 写しの交付はA3版まで1枚10円。郵送を希望する場合の郵送料は請求者の負担となります。
決定内容に不満がある場合	行政不服審査法による不服申立て、または行政事件訴訟を提起することができます。 ～行政不服審査法～ 国民が行政機関の行った処分に不服があったときに不服を申し立てる手続を定めた法律

(4) 財政状況の公表

市民と行政が共通の認識としておこななければならないのが、釧路市の財政状況です。

市では、3つの方法で公表しています。

広報くしろ
年2回

グラフで見る財政状況
年1回

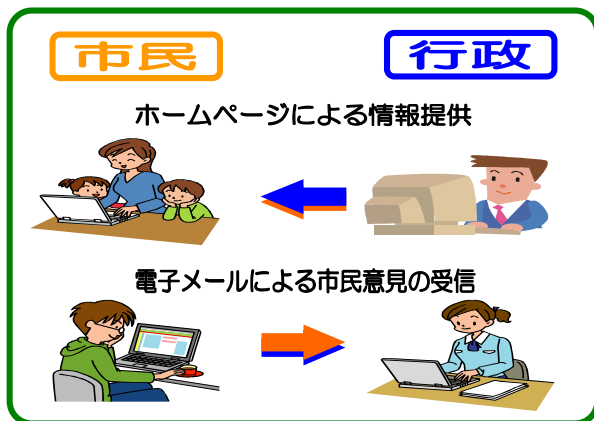
市役所前掲示場
年2回

●財政状況の公表
公表の趣旨は税金の用途を明確に示すことですが、市民の理解を得て行財政改革を進めていくためにも、市民が財政状況について、情報共有していることが前提となります。

2 情報の受発信の高度化

(1) 情報通信技術の活用

政策の形成や実施、評価の各過程において、誰もが参加できるシステムづくりや市民と行政の情報ネットワークづくりが必要です。そのため、市では、情報通信技術を活用し、ホームページによる情報提供、電子メールによる市民意見の受信を行っています。



●市長へのポスト

市民からのまちづくりや市政への提言を直接、市長が受ける制度

【メールアドレス】

<https://www.city.kushiro.hokkaido.jp/formmail/form001.html>

(2) 取り組みの方向性

行政情報のデータベース化

情報公開や問合せに対応するため、市役所の各部門が保有している情報のデータベース化を進めていきます。

多様なメディアを活用したコミュニケーション

インターネットによる電子申請等のシステム化、情報格差を生じさせないための公開端末の設置、インターネットを利用する環境がない市民等とのコミュニケーションを可能とするため既存メディアを活用した方法を検討します。

情報弱者への配慮

主な公共施設等への紙媒体の設置に努め、パソコンなどの利用が難しい情報弱者に、情報が十分届くように配慮します。

●データベース

関連し合う情報を収集・整理して、必要に応じて情報の検索ができるようにしているもの

3 市民参加促進のための広報

(1) 取り組みの方向性

市民の声を施策に反映させる広報システムを構築するために、以下の取り組みを進めていきます。

市民意見提出手続の適切な運用

市民意見提出手続（パブリックコメント）の運用に際し、各課においても広報広聴機能を担い、情報発信に努めていきます。また、市民が意見を提出しやすいよう分かりやすい資料の工夫に努めます。

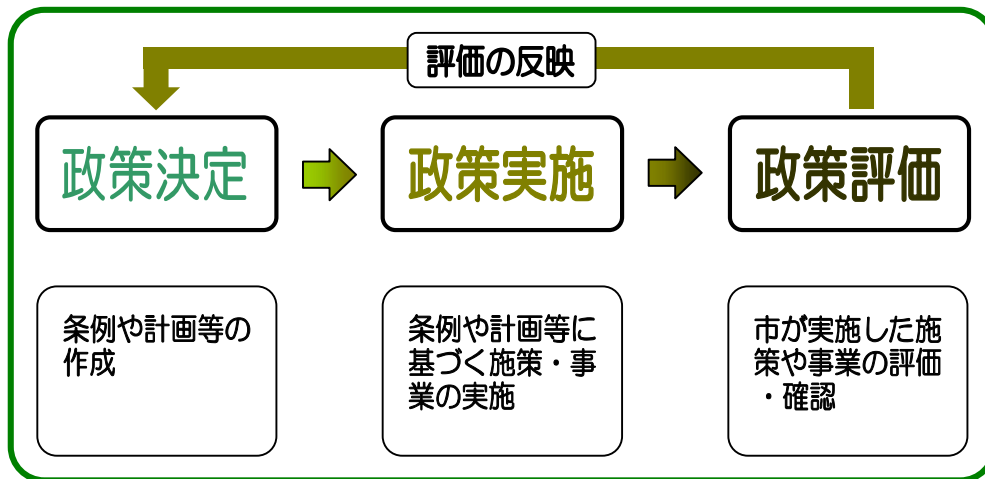
広報活動方法の拡大

広報くしろのデータを活用し、情報を必要とする市民への「メールマガジン」の発信

第3章 市民参加の推進

1 まちづくりへの市民参加

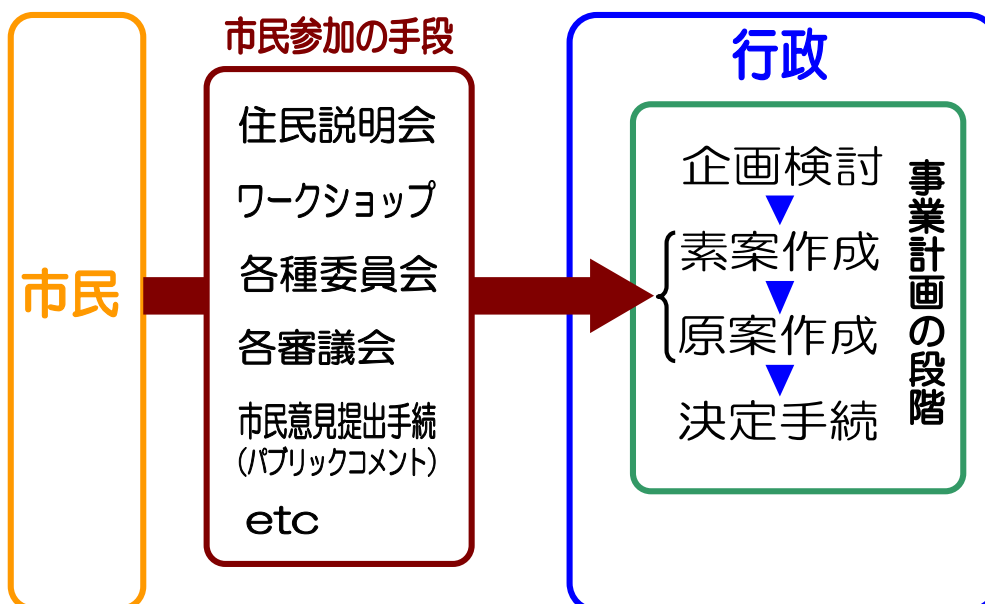
政策の決定、実施、評価というすべての過程において、市民が参加できる機会を拡大していくとともに、行政の透明性を高め、行政手続の適正化等を図ることにより、市民に親しまれる開かれた市政を実現していく必要があります。



2 政策形成・決定過程での市民参加

政策形成・決定過程における市民参加の手段として、住民説明会、ワークショップや各種委員会、審議会等があります。

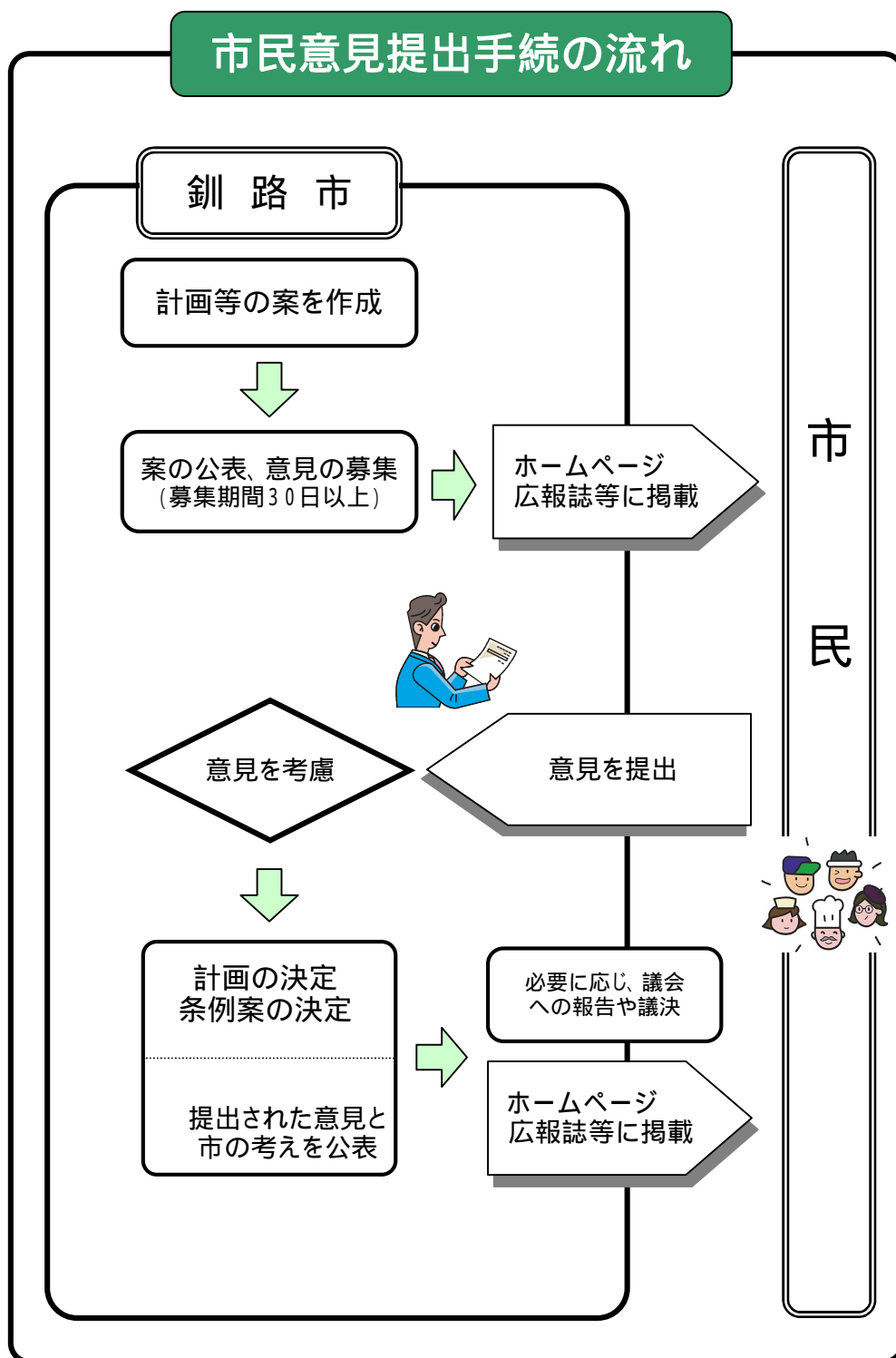
また、平成19年度から、市が策定中の条例案や計画案等に対して市民が意見を提出する機会を確保する市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施しています。



- ワークショップ
地域に関する様々な人々が計画等の策定に参加するまちづくりの方法。
テーマについて、専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究等を行う場です。

(1) 釧路市民意見提出手続条例

釧路市民意見提出手続条例で定めている市民意見提出手続（パブリックコメント）は、市が条例や計画等を策定しようとするときに市民に案を公表して意見を提出する機会を設け、提出された意見等を考慮して、最終的な意思決定を行う制度です。



案の公表と意見募集

市は基本的な計画や条例等を策定するとき、案の段階で、内容を市民に公表し、案に対する意見募集を行います。

寄せられた意見を考慮した意思決定

市は提出された意見を考慮し、計画案や条例案への意見の反映を検討します。

提出意見と意見に対する市の考え方の公表

市は計画や条例案の意思決定を行ったとき、市民から提出された意見の概要と意見に対する市の考えを公表します。

この市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施により、市民の皆さんは、市の政策の立案から決定までに至った「政策形成過程」を知ることができますので、市政運営の透明性や公正性が図られます。
また、寄せられた意見に対する市の考えを公表するので、提出した意見を市がどう考慮したのかを知ることができます。

- 案の公表場所
- ・市役所
- ・各行政センター
- ・各支所等
- ・市ホームページ

3 政策・施策の実施過程での市民参加

(1) 市民参加を促進するためのポイント

実施過程における市民参加のポイントを示します。

計画段階からの市民参加



情報提供とネットワークづくり

参加しやすい環境の整備



参加意欲を増すメニューの工夫

行政側の柔軟な対応



コミュニケーションと、ともに学びあう姿勢

市職員の市民活動への積極的な参加



(2) 行政手続条例の運用

行政が行う許認可や行政指導などの手続きについて、市民の権利・利益を擁護する手段として、行政手続条例が定められています。

市役所各課では、行政手続条例に基づき作成している審査基準、標準処理期間、不利益処分基準を備え置き公表していますので、申請の際の疑問は窓口で分かります。



- 審査基準
申請の許可や認可を判断する基準
- 標準処理期間
申請があつてから許可や認可が判断されるまでの通常の期間
- 不利益処分基準
許可・認可などの取消しや営業停止処分のように市が権利を制限したり義務を課したりするときに判断するための基準

4 政策・施策評価過程での市民参加

(1) 市の取り組みについて

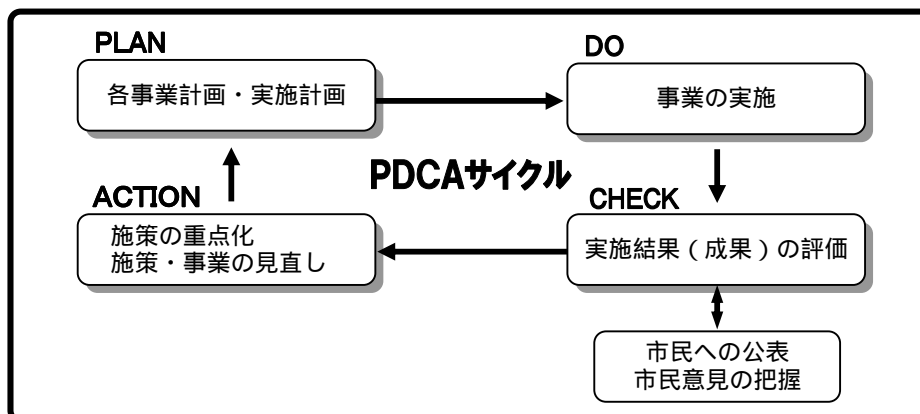
市では、実施した施策や事業に対する評価を行い、評価に対する市民の意見をまちづくりに反映させることは大変重要と考えています。

評価にあたっては、実際に市民の意向に沿った施策・事業が実施されているか、限られた財源が有効に使われているか、事前の見通しの誤りや状況の変化により見直しを図るべき施策・事業がないかなどについて、評価・確認を行うことが必要と考えています。

さらに、行政評価システムの導入により、評価を実施して終わりとするのではなく、次の施策に生かすために、PLAN - DO - CHECK - ACTIONの循環型行政サイクルを確立していきます。

加えて、市民参加による総合計画が目指す政策・施策のフォローアップとして、実施状況に対する意見を伺う等、市民意見の反映の場を確保します。

- PDCAサイクル
事業の実行に際し計画をつくり (PLAN) 実施し (DO) 評価に基づいて (CHECK) 改善する (ACTION) という行程を継続して繰り返す仕組み



第4章 市民活動の促進

1 コミュニティ活動

コミュニティ活動とは、地域社会の中で目的を持った住民自身が、地域の課題や生活上の課題等を自主的に解決し、豊かで住みよい地域社会をつくりあげるといったものです。

コミュニティ活動を促進するために次の取り組みが必要と考えています。

啓発活動

社会参加への関心を高めるための各種啓発活動の実施

コミュニティの創設拡充支援

コミュニティ（町内会ほか地域組織）の形成が遅れている地区への組織化促進の支援

人材の育成

コミュニティのリーダーとしての資質向上を図る講座や研修の開催

各種サークル団体や地域団体の連携・交流の促進

町内会、PTA等の各種団体が相互に交流を促進することで活動内容の広がりや広域化による活性化が図られます。



2 ボランティア活動

ボランティア活動を促進するためには、地域社会のさまざまな人、団体が次のような取り組みを進めていくことが必要です。

家庭の役割

家庭では、親子でボランティア活動について話し合い、積極的に参加する機会をつくることが期待されます。

地域活動団体の役割

地域にはボランティア団体以外にもさまざまな活動団体があります。これらの団体が持っている知恵や知識、技術を社会に生かすことができるような活動を進めることが期待されます。

学校の役割

児童や生徒のボランティア精神を培う観点と人づくりの観点から、教育活動の中に取り入れられているボランティア活動など、地域に根ざし、地域と共にした取組みを一層促進する必要があります。

企業の役割

企業は、従業員がボランティア活動に取り組める環境を整備するとともに、企業の持っている技術等を可能な限り、社会に生かすよう取り組むことが期待されます。



3 企業等のまちづくりへの参加

企業や各種団体、学校においても、様々なまちづくり活動が考えられています。

これらの活動については、各主体の自主性に委ねられるべきものですが、行政としても、まちづくりへの参加について働きかけを行い、企業等のまちづくりへの参加を促していくことが重要だと考えています。

企業のまちづくりへの参加

まちの景観形成や環境保全の取組みとして、企業などが保有する建物や敷地、広告物などについて、景観に配慮した色彩や形状の選択、照明や緑化の実施などを行うこともまちづくり活動の一環として考えられます。

災害時には、企業の保有する資機材の提供も考えられ、そのためには、事前に防災ネットワークを構築しておくことが必要ですが、現在、一部の企業と災害協定を結び、実際の災害時に避難場所や飲料等の災害救援物資の提供などの協力が得られることになっています。

各種団体のまちづくりへの参加

各種団体のまちづくり活動としては、企業によるまちづくり活動と同じように、各種団体が持っている技術や知識を生かした取組みが考えられます。

学校の社会貢献

学校におけるボランティア活動は、児童生徒の社会経験による豊かな心の育成や学校の社会貢献の面からもさらに充実する必要があります。

また、余裕教室の活用や特別教室の機材の活用などにより、様々な市民活動の促進に貢献していくことも考えられます。

高等教育機関等のまちづくり活動

高等教育機関においても、様々なまちづくり活動が行われていますが、高等教育機関が集積した地域としての利点を生かすためにも、さらに活動を広げていくことが期待されます。

4 市民活動の支援

(1) 釧路市民活動センター「わっと」

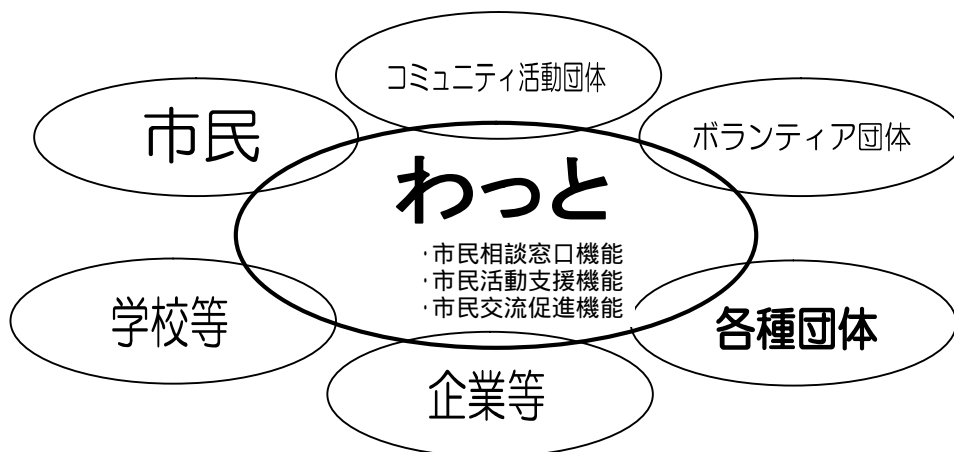
個人や団体が活動する場、分野の垣根を越えて、様々な人々が交流できる場、活動をサポートする場として、釧路市民活動支援センター「わっと」があります。

「わっと」では次のような市民活動をサポートしています。

市民活動全般にわたる情報の収集・提供

市民活動団体の活動の場

活動団体相互の交流・連携の場



住所	〒085 - 0015 釧路市北大通4丁目1番地
電話	0154 - 22 - 2232
F A X	0154 - 22 - 2234
ホームページ	http://www.946wat.jp

(2) 市民活動のための情報提供

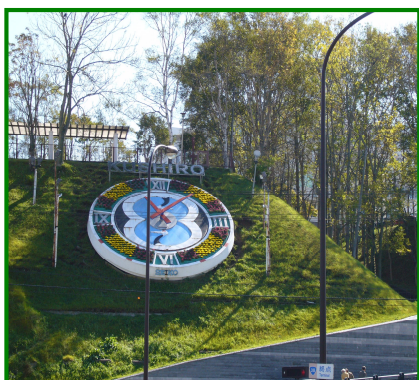
市では、まちづくりに取り組む上での相談や事業実施のために必要な補助金について各種制度の情報提供を行っています。

5 市民協働の取り組み事例



市民の浄財により建立した「道東の四季像」

今日5代目幣舞橋は先代の造形を引き継いだうえ、「道東の四季像」彫像を配して高い芸術性が評価される橋となり、都市観光のシンボルとなっています。この幣舞橋が先代から架け替えられる際に、釧路市民が議論を重ねて立案した彫像設置の企画は開発局に認められ、これを受けた市民は、「彫像設置市民の会」を発足させ、自らが彫像制作費用を工面するなど全国的にも先進的なまちづくりの取り組みとなりました。本事例は建設白書にも取り上げられました。



大型看板を撤去し市民共有のシンボルづくり「花時計」

かつて、幣舞公園の足下には、大型看板が崖地一体にひろがって景観を損ねていました。当位置は坂の上の文教地域と幣舞橋、北大通など商業地域である下町との接点として市民の関心が最も高いところであったことから、昭和46年、これら広告物の撤去を行い、同地に季節の花やツツジ、野草などを植える「緑いっぱい市民運動」発足すると同時に、同崖地一体の美化に着眼し、10年の長期事業計画をもとに看板の撤去を行い、景観が劇的に整えられました。



ボランティアサポートプログラム

国道38号、240号の植樹柵に沿道の地域住民が花を植栽する活動を行っています。



地域住民参加によるフラワーポート事業

地域住民や団体、企業が観光客や市民に楽しんでもらうため、空港や港で花を植栽しています。



集まれごみひろい隊会

毎年、春と秋に、市民、ボランティア団体、連合町内会、企業と一緒に
行う清掃活動です。



町内会環境美化活動

町内会による地域清掃活動。企業や
団体も活動に賛同し、参加していま
す。



釧路川元気の会

釧路川のリバーサイドを市民や観光
客が憩いの場として利用できるよう
釧路川河畔の清掃活動を行っています。



中学生による清掃ボランティア活動

阿寒湖周辺の環境を良くしようと、
毎年、阿寒湖中学校の生徒が清掃活
動を行っています。



柳町公園市民ボランティア花壇づくり推進事業

柳町公園では、花壇のデザイン段階から市民と市が協働しながら話し合い、花を植栽する活動が行われています。



大楽毛北3丁目の花壇



大楽毛12号公園
(ぼっば公園)

町内会による花壇・公園整備活動

地域住民自らの手によって、地域の花壇や公園を整備・美化する活動が行われています。



釧路市ふれあい広場

障がい者と健常者、障がい者同士の交流の場である『釧路市ふれあい広場』は多くのボランティアによって支えられています。



釧路市生涯学習フェスティバル

市民と行政が協働して開催しているイベント。参加した市民は実行委員としてイベントの企画や運営を行っています。



釧路観光ボランティアガイド

釧路市に滞在した観光客に対して秋鮭の水揚げや釧路市の歴史をボランティアでガイドしています。



ボランティアスタッフとともに児童館の壊れた遊び道具を修理する子どもたち。

職能を生かしたボランティア補修

建具業界団体が市内の地区会館や児童館で施設の補修や遊び道具の修理をボランティアで行っています。



釧路湿原全国車イスマラソン大会

釧路湿原全国車イスマラソン大会は毎年、1,200名を超えるボランティアの協力を得て運営されています。



おもちゃライブラリー

障がい児・健常児のふれあい遊びの実践やボランティアスタッフによる子育て支援活動を行っています。



釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ景観づくり検討会

釧路湿原・阿寒湖エリアのシーニックバイウェイ（道を中心にした景観や自然環境の保全整備）について、地域住民と行政が協働して景観まちづくり活動を行っています。



観光客に野点のおもてなしをする学生

大学生による観光案内ボランティア

北海道教育大学釧路校や釧路公立大学の学生が釧路湿原を訪れる観光客と一緒に湿原を歩いてガイドを行っています。



地域主体のイベントを通じて行われる高校生の販売実習会

地域住民が中心となって開催しているイベント「ゆめこいパラソルショップ」と協働して、高校生が働くことを体験する販売実習会が行われています。



市民ボランティアによる公共施設の運営

こども遊学館では市民がボランティアスタッフとして遊具や施設の案内を行っています。



市民と協働するまちづくり推進指針 概要版

発行

釧路市 企画財政部 企画課

平成20年3月

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

電話 (0154) 23-5151
